

空港整備法の一部を改正する法律案参照条文

空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）

第八条（略）

2 地方公共団体は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の同意をする場合には、第一項の規定により国が負担することとなる金額が予算の金額をこえない範囲内で行なければならない。

4（略）

（第三種空港における工事費用の負担等）

第九条（略）

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3（略）